



サクラサイト商法に注意！

コロナ禍で収入が減少した消費者の心理を利用したサクラサイト商法による被害の相談が増えています。サクラサイト商法とは、異性や芸能人、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまし、消費者のさまざまな気持ちを利用し悪質業者が運営するサイトに誘導して、メール交換等の有料サービスを利用して、お金を支払わせます。

(相談事例)

SNS上の出会い系サイトの副業広告に、500万円儲けたとあり、出会い系サイトに登録申請した。数日後、「メールのやり取りをすれば報酬がもらえる」と複数の女性からメールが届き、その女性とメールのやり取りを始めた。その後、報酬を受け取るために、様々な名目の手数料を要求され5万円程支払ったが、いまだに報酬が受け取れない。だまされた。

(アドバイス)

メールのやり取り中に次のようなメールが来たら要注意！

- ☞ 相手からあなたに渡すためのお金を預かっている
- ☞ 今後、メールのやり取りをするのにランクアップの費用が必要
- ☞ メールが文字が文字化けするので解除料が必要
- ☞ やり取りをやめようとする「後でポイント代を払うから続けて」
- ☞ 支払うための手続きに手数料が必要
- ☞ 内容がわからない手数料などと称してお金を請求するメール

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト(ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバ)のこと

相談増加中！簡単に稼げる、必ず報酬がもらえるという副業にはご注意ください！！

(相談事例1)

動画共有アプリの広告を見て、携帯電話があれば簡単に稼げるという副業サイトに登録し、情報商材を購入した。その後電話がかかり副業のサポート契約をしたが、約束どおりにサポートを受けられないので解約したい。

(相談事例2)

「毎日報酬が入る副業」とのネット広告を見て、相手とSNSでやり取りして情報商材を購入したが、通販サイトが禁止している無在庫販売の仕事だった。解約したい。

(アドバイス)

- ◆簡単に稼げる、絶対に儲かる副業はありません。
- ◆クレジットカードでの高額決済や、借金をしないと契約できない場合などは、特に慎重に判断をするようにしましょう。
- ◆話が違ふと思ったら、その時点できっぱり断りましょう。
- ◆トラブルに備えて、SNS等のやり取りの記録は消さずに、スクリーンショットなどで残しましょう。
- ◆不安に思ったり、トラブルになった場合は消費生活センターに相談してください。

※情報商材とは、インターネットなどを介した通信販売等により、副業や投資で「高額収入を得るためのノウハウ」などと称して売買される情報のことで、その多くはPDFファイル等の電子データにより提供されています。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します